

維持管理工事等における週休2日の積算について 国土交通省

遠賀川河川事務所の経常的な**維持管理工事**等に関する週休2日の積算の取扱いは、
従前と変わりません。

- 「**〇〇管内維持工事**」や「**〇〇管内維持修繕工事**」といった経常的な維持工事や、「**除草（維持管理）工事**」・「**植栽維持工事**」においては、**週休2日の積算の取扱いは下記のとおり従前の受注者希望方式と変わりません。**
 - ▶ 当初積算時点 = 補正係数は見込まない。
 - ▶ 変更積算時点 = 実施された現場閉所の**達成状況に応じて変更契約**。（補正積算）
- 労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費の補正係数は以下のとおり、R2年度では見直しされております。
- なお、4週6休に満たない場合や工事着手前に週休2日に取り組む協議が整わなかった場合には、変更契約の対象となりません。

週休2日の補正係数

(H31・R1年度)	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.01	1.03	1.04
現場管理費	1.02	1.04	1.05



(R2年度)	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.02	1.03	1.04
現場管理費	1.03	1.04	1.06

※この表は、令和2年4月に改定された、一般土木工事等の補正率と同表です。